

高圧・特別高圧でご契約中のお客さま各位

株式会社 NTT ファシリティーズ

### 託送料金見直しに伴う料金単価の変更等について

平素より NTT ファシリティーズの電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2023年4月1日より、新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度<sup>1</sup>）が導入されることに伴い、一般送配電事業者が託送料金を見直します。弊社は、この託送料金の見直し相当額をお客さまと弊社が契約中の電力供給契約に関する料金単価に反映いたします。現行料金からの具体的な変更額は別途[弊社 HP](#)にてお知らせいたします。

合わせて一部の供給条件を変更いたします。主な変更内容は下記のとおりです。

また、これらの変更に伴い、2023年4月1日から電力供給約款（高圧・特別高圧）の変更を予定しております。詳細についてはあらためてご案内いたします。

お客さまへの安定的な電力供給を継続するため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、今回の変更に関し、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

敬具

#### 記

NO.	項目	変更内容	適用時期
1	基本料金および電気料金単価に対し、託送料金見直し相当額を反映	2023年4月から導入される新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）による一般送配電事業者の託送料金の見直し相当額を料金単価に反映いたします。具体的な変更額は別途弊社 HP にてお知らせいたします。	2023年4月1日 (計量日が毎月1日ではないお客さまは日割り計算で算定)
2	制限中止割引 <sup>2</sup> の廃止	制限中止割引を廃止いたします。	2023年4月1日

#### 【お問い合わせ先】

株式会社 NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口  
TEL 0120-602-203 電話受付時間 9:00-17:00 (土日祝日除く)  
FAX 0570-00-4190 E-mail [nttf-info@nttf-em.jp](mailto:nttf-info@nttf-em.jp)

<sup>1</sup> レベニューキャップ制度：送配電事業に必要な投資の確保と国民負担の抑制を両立させ再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることを目的とし、一般送配電事業者が一定期間ごとに収入上限（レベニューキャップ）の承認を受ける制度

<sup>2</sup> 制限中止割引：主に一般送配電事業者の都合によりお客さまの電気の使用が制限される場合（自然災害に伴う送配電設備の故障等による停電）に、基本料金を割引する制度。